

令和 8 年度

なは市民活動支援センター専門相談事業

業務委託 企画提案募集要項

(前提条件)

本事業は、本市の令和 8 年度那覇市一般会計当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立決定後に効力を生じるものです。市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがありますので、予めご了承ください。

1 業務目的

本業務は、なは市民活動支援センターにおいて市民活動に関する相談窓口を設置し、NPO 等の設立や運営に関する相談対応、助成金情報の提供、市民活動に必要な知識やスキルを学ぶ講座の企画及び運営を実施する業務を委託することにより、本市内で市民活動を行い、又は行おうとする者の活動を支援し、協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務実施場所

なは市民活動支援センター交流・学習ステーション

(那覇市銘苅 2-3-1 なは市民協働プラザの 2 階)

※相談内容及び市民活動支援センター会議室等の予約状況に応じて会議室の利用可 (無料)

4 業務委託概要

- (1) 市民活動に関する各種相談対応
- (2) 市民活動に関する情報の収集・提供
- (3) 市民活動に必要な知識やスキルを学ぶ講座の企画運営
- (4) その他、業務目的の達成が図れる受託者からの独自提案業務

※詳細については、別紙「仕様書」参照

5 企画提案募集方法

市民活動に関する専門的知見、相談実績及び講座の企画運営力がある団体を選定し委託するため、企画提案方式により募集します。

6 委託料上限額（提案上限額）

3, 511, 000円（消費税及び地方消費税含む）

※ 企画提案公募のために提示する参考金額であり、契約額とは限りません。

7 経費の対象

提案する業務を実施するために必要な、人件費、報償費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、備品購入費等

※詳細については、別紙「仕様書」参照

8 応募資格の要件

プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 沖縄県内に法人登記があること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日にもおいても、本市の定める指名基準により指名停止を受けていないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (6) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- (7) 市町村税の滞納がないこと
- (8) 市民活動に関する専門的知見、相談実績及び講座の企画運営力があり、事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な実施体制が取れること

9 協力連携事業者

本委託事業においては、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができます。この場合、協力連携事業者は上記「8 応募資格の要件」の(2)から(7)までの要件を満たすものとし、協力連携事業者が複数の参加者の協力連携事業者となることは認めません。また、本企画の応募者は他の応募者の協力連携事業者になること

はできません。

10 応募手続き等

(1) スケジュール（予定）

- ・公募開始 令和8年3月9日（月）
- ・質問書の提出期限 令和8年3月13日（金）17時まで
- ・質問への回答 令和8年3月17日（火）
- ・企画提案書の提出期限 令和8年3月24日（火）17時まで
- ・プレゼンテーション審査 令和8年3月26日（木）16時から
- ・審査結果の通知 令和8年3月30日（月）頃
- ・契約締結 令和8年4月1日（水）頃

(2) 優先交渉権者選定までの流れ

- ① 応募資格を有する者より企画提案書を受取り、プレゼンテーション審査を実施します。
- ② プレゼンテーション審査を行い、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。
- ③ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合に契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に順次移るものとします。
- ④ 募集要項・申請書様式等は、市ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 質問書の提出

募集要項及び仕様書等に質問がある場合は、「質問書」（様式1）を提出してください。

- ① 提出期限：令和8年3月13日（金）17時まで
- ② 提出方法：メールで送付してください。 **C-KATU005 @city.naha.lg.jp**
※メール後は、担当者へ必ず連絡ください（098-861-5024）。
- ③ 回 答：令和8年3月17日（火）までに市ホームページ上で回答します。

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類

- 1) 企画提案書提出届（様式2）
- 2) 企画提案書（任意様式）

| No. | 記載項目 | 記載事項 |
|-----|---------------------------|-----------------------------|
| 1 | 市民活動に関する各種相談対応の実施方針及び相談体制 | 実施方針及び相談体制を具体的に記載すること |
| 2 | 市民活動に関する情報の収集・提供の実施方針及び方法 | 実施方針及び情報の収集・提供方法を具体的に記載すること |
| 3 | 市民活動に必要な知識やスキルを学ぶ講座の企画運営 | 実施方針及び年間スケジュールを具体的に記載すること |

| | | |
|---|--------------------------|--|
| 4 | 同種又は類似の市民活動支援の業務実績及び実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間（令和3年度以降）の業務実績を具体的に記載すること（新規設立団体の場合は、団体構成員の業務実績を記載すること）。 ・実施体制は、様式3「実施体制書」に記載すること |
| 5 | 独自提案 | 独自提案がある場合は記載ください。 |

用紙はA4版で片面印刷とし、**10ページ以内**で作成すること。

次の項目順に、項目名を明記のうえ記載すること。

- 3) 見積書（任意様式：委託料上限額内で消費税を含んだ金額）
- 4) 実施体制及び業務実績書（様式3）
- 5) 協力連携事業者予定調書（様式4）（協力連携事業者がいる場合に提出）
- 6) 誓約書（様式5）
- 7) 登記事項証明書（全部事項証明）（写し可）
- 8) 市町村税納税証明書（滞納のないことの証明）（写し可）

②提出期限等

提出期限：令和8年3月24日（火）17時（時間厳守）

提出場所：なは市民活動支援センター（なは市民協働プラザ2F）

提出方法：直接窓口に提出、もしくは郵送（配達証明付）

※郵送の場合は当日消印有効

提出部数：上記①の1)～5)は、正本1部、副本8部（正本写し可）の計9部

上記①の6)～8)は、正本1部

12 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリングは次のとおり行います。

- (1) **審査日時：令和8年3月26日（金）（木）午後予定（時間は決定次第ご連絡します）**

審査場所：那覇市役所本庁6階 601会議室（予定）

- (2) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーション（15分以内）

ヒアリング（15分以内）

- ・団体の発表順番は、企画提案書を受け付けた順とします。
- ・企画提案書に沿って説明してください。
- ・プロジェクターを使って説明する場合は、パソコンを持参してください。

13 審査方法

(1) 審査機関

企画提案の審査は、市民文化部所管事業審査委員会にて行います。

(2) 審査項目及び評価基準は、次の表のとおりとします。

【 審査項目及び評価基準 】

| | 審査項目 | 評価基準 |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 市民活動に関する各種相談対応の実施方針及び相談体制 | 市民活動団体や活動を始めようとする市民のニーズを踏まえた相談対応の方針が具体的に示されており、相談受付方法、対応手順、専門的知見を有する人材の配置など、実効性のある相談体制が示されているか。 |
| 2 | 市民活動に関する情報の収集・提供の実施方針及び方法 | 市民活動団体や活動を始めようとする市民に対し、助成金情報を含む市民活動に関する各種情報を効果的に収集・整理し、分かりやすく提供するための方針及び具体的な方法が示されているか。 |
| 3 | 市民活動に必要な知識やスキルを学ぶ講座の企画運営 | 市民活動団体の実情やニーズを踏まえた講座内容が具体的に提案されており、実施方法、講師体制、広報手法等が明確で、受講者の実践的な能力向上につながる講座運営が十分期待できる内容となっている。 |
| 4 | 同種又は類似の市民活動支援の業務実績及び実施体制 | 市民活動支援等に関する同種又は類似業務の実績があり、その実施内容や成果が具体的に示されているか。また、本業務を遂行するための人員配置、役割分担、専門的知見を有する人材の配置、組織内の支援体制等が明確であり、安定的かつ継続的に業務を実施できる体制が十分に整っているか。 |
| 5 | 独自提案 | 仕様書に定める業務内容を踏まえ、本業務の目的達成や市民活動の活性化に資する創意工夫のある提案がなされているか。また、その内容が実現可能で効果的なものとなっているか。 |
| 6 | 見積額 | 提案上限額を見積額が下回った場合に段階的に加点する。 |

14 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その事業者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (2) 書類等に虚偽の記載のあるとき

- (3) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき
- (4) その他、本企画提案に関する条件に違反したとき

15 審査結果の通知・公表

審査の結果については、優先交渉権者の選定後、すべての提案者へ電子メールにて通知するとともに、優先交渉権者名と次点者名を那覇市ホームページにて公表します。

公表予定日：令和8年3月30日（月）

16 契約締結に向けての協議

- (1) 契約締結に向けて、優先交渉権者と協議を行います。優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。審査結果に影響の与えない必要な範囲において、企画提案書や見積書の項目の追加、変更、削除を協議したうえで、本契約の仕様を確定させるものとします。
- (2) 協議が成立した場合は、契約に向けて手続きを進めるものとし、協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて提出していただきます。
- (3) 協議が合意に至らなかった場合は、次点者と順次、協議に入ります。

17 契約に関する基本事項

- (1) 契約保証金 免除する（那覇市契約規則第30条第9号に基づく）
- (2) 契約代金の支払い方法 業務完了後に一括して支払います。
(ただし、協議の上概算払いは可能)

18 その他

- (1) 提案書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 提出された書類等の著作権は参加者に帰属しますが、那覇市情報公開条例に基づく公開請求により、公開する場合があります。

19 連絡先

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階
那覇市役所 市民文化部 まちづくり協働推進課
なは市民活動支援センターグループ（担当：慶田城、新屋、竹尾）
電話：(098)861-5024
Email：C-KATU005@city.naha.lg.jp